

(案)

単 価 契 約 書

1. 件 名 関東運輸局職員健康管理業務
2. 契 約 金 額 健康管理医業務
1時間あたり金 円
(消費税及び地方消費税相当額 税率10% 円)
健康管理医業務 (健康診断等受診者の指導区分決定)
受診者1名あたり金 円
(消費税及び地方消費税相当額 税率10% 円)
保健師業務 (健康診断等受診者の指導区分振分け)
受診者1名あたり金 円
(消費税及び地方消費税相当額 税率10% 円)
3. 契 約 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
4. 履 行 場 所 関東運輸局
5. 契 約 保 証 金 免 除

本契約を履行するにあたり、支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。)と○○○○ (法人名) ○○○○ (代表者役職名) ○○ ○○ (代表者氏名) (以下「受注者」という。)は、下記のとおり契約を締結する。

第1条 業務内容等は別添「仕様書」のとおりとする。

第2条 受注者は、発注者の承認を得ないでこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

第3条 受注者は、この契約の履行について、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託若しくは請負を行ってはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、第1項の場合を除き、止むを得ない事由のため、請負の一部を第三

者に委託若しくは請負（以下「再委託等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、再委託等の相手方の住所、氏名、作業の範囲、必要性及び契約金額等について記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。なお、再委託等の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、受注者がこの契約を履行するために必要な作業として、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の作業（以下「軽微な業務」という。）の再委託等を行おうとするときは、適用しない。
- 5 受注者は、第3項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の履行体制に関する書面を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 6 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 7 第3項なお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
- 8 受注者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

第4条 契約内容は、発注者と受注者協議の上、変更することができる。

第5条 本契約締結後、予期することのできない事由の発生により、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者と受注者協議の上、変更することができる。

第6条 受注者は、天変地異その他、受注者の責に帰さない事由により、所定の期限内に契約内容の実行をなすことができないときは、発注者に対し、その事由を明らかにした書面を提出して、変更を求めることができる。

- 2 前項の場合、発注者は審査の上、その変更を承諾することがある。

第7条 受注者の責に帰する事由により所定の期限内に契約内容を実行しないときは、発注者は、期限の翌日から起算して、契約内容の実行当日までの遅延した契約内容に相当する金額に対し、年3.0%の割合をもって、延滞料を徴収する。

第8条 契約内容の実行に要する一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

第9条 発注者は、受注者が契約内容の実行をなした日から10日以内に検査を行わな

なければならない。

第10条 受注者は、契約内容を完了し、発注者の検査に合格したあと、別紙内訳表のとおり1カ月分を取りまとめ、代金の請求をするものとする。

第11条 発注者は、受注者から適法な請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

2 発注者は、受注者から支払請求書を受領した後、その請求書の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その事由を明示して、これを受注者に返付するものとする。この場合においては、その請求書を返付した日から発注者が受注者の是正した支払請求書を受領した日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、この請求書の内容の不当が受注者の故意又は重大な過失によるものであるときは、適法な支払請求書の提出がなかったものとし、受注者の是正した支払請求書を受領した日から約定期間を計算するものとする。

第12条 発注者は約定期間内に代金の支払をしないときは、受注者に対し遅延利息を支払わなければならない。

2 遅延利息の額は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5%とする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

第13条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た機密事項を他に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

第14条 発注者または受注者は、15日前までに予告して本契約を解除することがある。ただし、本契約解除によって損害を生じたときは、確証のあるものに限り実費を

標準として、その損害を補償するものとし、その金額については、発注者と受注者協議の上、これを決定するものとする。

第15条 発注者は、次の各号の一つに該当するときは、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 所定の期限内に契約内容を実行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) この契約の履行に関して、受注者またはその代理人（下請け人は代理人とみなす。）若しくは、使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 第2条、第16条又は第19条の規定に違反したとき。
- (4) 受注者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。
- (5) 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、もしくは居所が不明となったとき。
- (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の場合において、受注者は、違約金として契約金額から、実行済みの分を

差し引いた額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。

第16条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第17条 発注者がこの契約により取得する金額は、受注者に支払う金額と相殺し、また

は別途にこれを徴収する。

第18条 受注者は、本契約による業務に係る個人情報（「個人情報保護に関する法律」第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）について、秘密として保持し、目的外の利用や不要な複製を禁じるとともに、漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）をしてはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 受注者は、業務に係る個人情報の漏えい等をすることがないように必要な措置を講ずるものとし、受注業務に係る個人情報の漏えい等に関して責任を負うものとする。

3 受注者は個人情報の管理に係る責任者及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等について発注者に書面で提出するものとする。

4 受注者が個人情報の漏えい等をした場合又はそのおそれがある場合には、受注者は直ちに発注者に報告しなければならない。この場合、受注者は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとし、発注者に対し調査結果及び再発防止策の内容を報告するものとする。

5 受注者は本契約の終了後、当該業務に係る個人情報を消去するものとする。

6 発注者は個人情報の管理に必要な措置の履行状況を確認するため、受注者に個人情報の管理のために講じる措置を記載した資料その他の必要な資料の提出を求めることが出来るものとする。

7 受注者は第3条ただし書きにより受注業務の一部を再委託する場合は、再委託先に前6項に定める事項と同等の義務を負わせるものとする。

第19条 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、担当部課が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙様式）を提出し、担当部課の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め担当部課の同意を得ること。

(1) 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

(2) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

(3) 担当部課が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約

相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

- 2 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、担当部課が同意した場合はこの限りではない。
- 3 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当部課の指示に従うこと。
- 4 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当部課へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、国土交通省が行う報告徴収や調査に応じること。

第20条 この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第21条 本契約書に関し、以上の各条項に疑義を生じたとき、または各条項に定めない事項については、発注者と受注者協議の上、決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通5-57
支出負担行為担当官
関東運輸局長 ○○ ○○ 印

受注者 ○○○○ ○-○-○ (住所)
○○○○ (法人名)
○○○○ (代表者役職名) ○○ ○○ (代表者氏名) 印

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 ※ 情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

| | | 氏名 | 住所 | 生年月日 | 所属部署 | 役職 |
|-------------|---|----|----|------|------|----|
| 情報管理責任者(※1) | A | | | | | |
| 情報取扱管理者(※2) | B | | | | | |
| | C | | | | | |
| 業務従事者(※3) | D | | | | | |
| | E | | | | | |
| 再委託先 | F | | | | | |

(※1) 本業務における情報取扱の全てに責任を有する者。

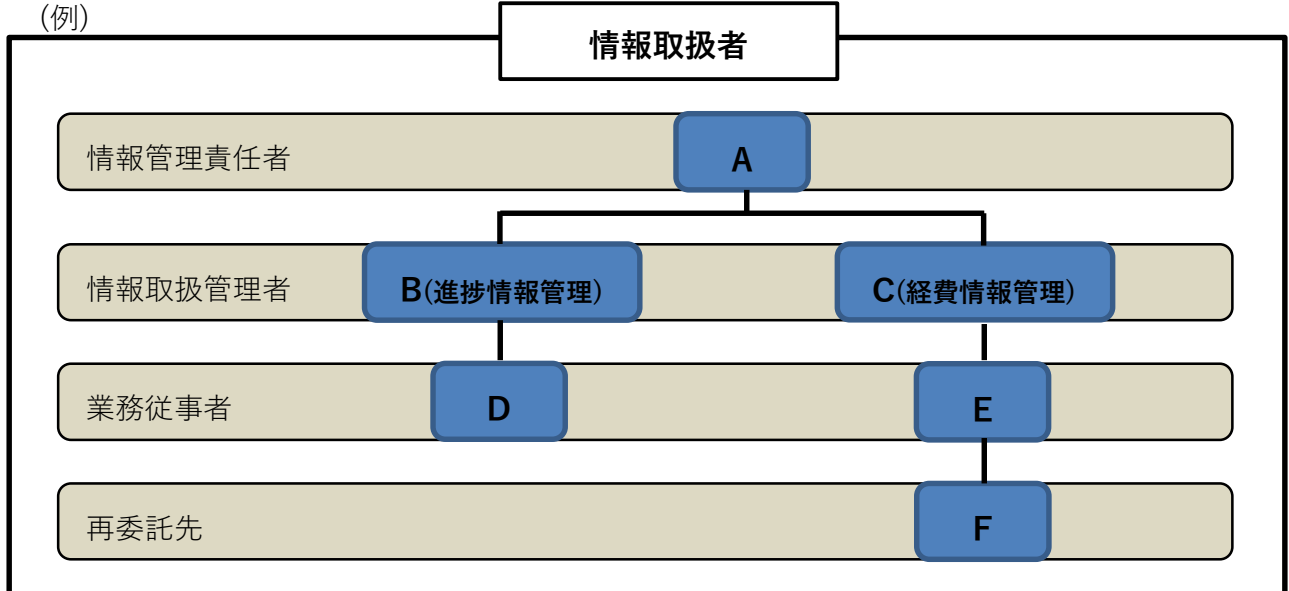
(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※ このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること。(再委託先も含む。)

③ その他

- ・ 別途提出している資料により必要な情報を確認出来ることを担当部課が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・ 情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載内容を確認するため追加で資料を求める場合がある。